

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月28日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた章、条、項、号及び号の細目（以下「移動章等」という。）に対応する同表の改正後の欄中章、条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた章、条、項、号及び号の細目（以下「移動後章等」という。）が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等（以下「削除章等」という。）を削り、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等（以下「追加章等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（章、条、項、号及び号の細目の表示並びに削除章等の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項、号及び号の細目の表示並びに追加章等の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p><u>第6章 引当金（第161条の2—第161条の4）</u></p> <p><u>第7章 リース会計（第161条の5）</u></p> <p><u>第8章 報告セグメント（第161条の6）</u></p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章（略）</p> <p>第11章（略）</p> <p>第12章（略）</p> <p>第13章（略）</p> <p>（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「<u>府令</u>」という。）<u>第2条</u>の規定により、新潟県病院事業の会計その他の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（勘定の基本区分）</p> <p>第11条 勘定の基本区分は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>固定負債</u></p> <p>(4) <u>流動負債</u></p> <p>(5) <u>繰延収益</u></p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>（執行伺の形式）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章（略）</p> <p>第7章（略）</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章（略）</p> <p>第10章（略）</p> <p>（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第1条の規定により、新潟県病院事業の会計その他の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（勘定の基本区分）</p> <p>第11条 勘定の基本区分は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>繰延勘定</u></p> <p>(4) <u>固定負債</u></p> <p>(5) <u>流動負債</u></p> <p>(6)～(10)（略）</p> <p>（執行伺の形式）</p>

第24条 支出負担行為についての執行伺は、経費執行票により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。

- (1)～(5) (略)
 - (6) 資本的支出のうち、次に掲げるもの
ア～オ (略)
カ リース債務支払額
 - (7) (略)
- 2 (略)

(固定資産の範囲)

第138条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産
ア～ウ (略)
エ リース資産(病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がアからウまでに掲げるものである場合に限る。)
オ (略)
カ (略)
- (2) (略)
- (3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期貸付金、出資金その他の投資及び長期前払消費税

(取得価額)

第141条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入又はファイナンス・リース取引によつて取得したもの 購入又はファイナンス・リース取引に要した価額
- (2) (略)
- (3) 譲与、贈与若しくは無償で取得したもの又は取得価額の不明のもの 公正な評価額

(償却資産)

第154条 固定資産のうち、次の各号に掲げる資産を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 投資その他の資産

(償却の開始)

第155条 固定資産の減価償却は、定額法によつて取得の翌年度から行うものとする。ただし、リース資産(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。第157条第3項において同じ。)の減価償却は、取得の当月から行うものとする。

第24条 支出負担行為についての執行伺は、経費執行票により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。

- (1)～(5) (略)
 - (6) 資本的支出のうち、次に掲げるもの
ア～オ (略)
 - (7) (略)
- 2 (略)

(固定資産の範囲)

第138条 この規程において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産
ア～ウ (略)
エ (略)
オ (略)
- (2) (略)
- (3) 投資 投資有価証券、長期貸付金、出資金及びその他の投資

(取得価額)

第141条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によつて取得したもの 購入に要した価額
- (2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 適正な見積価額

(償却資産)

第154条 固定資産のうち、次の各号に掲げる資産を除く資産を償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 投資

(償却の開始)

第155条 減価償却は、固定資産を取得した翌年度から行うものとする。

(償却額)

第157条 有形固定資産の減価償却額は、当該資産の当該事業年度開始時における帳簿原価から当該帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した金額に、別に定める耐用年数の運用基準に応じ（府令第8条第5項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第3項第1号又は第2号に定める価格とされた場合には、耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）、別表第9に定める償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から、当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいてなした償却額の合計額を控除した金額を超えることはできない。

2 (略)

3 リース資産の減価償却額は、第1項の規定にかかわらず、当該資産の当該事業年度開始時における帳簿原価に、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、別表第9に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

(償却の特例)

第158条 府令第15条第4項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる。

(補助金等充当資産の取得及び処分のお知らせ)

第159条 施設の固定資産管理職員は、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をもって資産を取得し、又は当該資産を処分したときは、速やかにその旨を病院局長に報告しなければならない。

第6章 引当金

(引当金の計上)

(償却額)

第157条 有形固定資産の減価償却額は、当該資産の当該事業年度開始時における帳簿原価から当該帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した金額に、別に定める耐用年数の運用基準に応じ、別表第9に定める償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から、当該帳簿原価の100分の5に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいてなした償却額の合計額を控除した金額を超えることはできない。

2 (略)

(償却の特例)

第158条 有形固定資産及び無形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したものについては、当該資産の取得価額からその補助金等に相当する金額を控除した金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、前条の規定により減価償却額を算出するものとする。

2 前項の規定により特例的償却を行う固定資産の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 昭和44年度以降新たに行う減価償却に係る有形固定資産
- (2) 昭和52年度以降新たに行う減価償却に係る無形固定資産

(特例的償却資産の取得及び処分のお知らせ)

第159条 施設の固定資産管理職員は、特例的償却資産を取得し、又は処分したときは、速やかにその旨を病院局長に報告しなければならない。

第161条の2 将来の特定の費用又は損失の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 退職給付引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金
- (6) その他引当金

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号、第4号及び第6号に掲げる引当金については、計上しないことができる。

(退職給付引当金の計上方法)

第161条の3 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第161条の4 第161条の2第1項第2号から第6号までに掲げる引当金の計上方法については、病院局長が別に定める。

第7章 リース会計

(リース会計の特例)

第161条の5 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有者が借主に移転すると認められない取引に限る。）については、地方公営企業法施行規則第55条の規定により通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行うことができる。

第8章 報告セグメント

(報告セグメントの区分)

第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 松代病院
- (2) 柿崎病院
- (3) 津川病院
- (4) 妙高病院
- (5) リウマチセンター
- (6) 坂町病院
- (7) 六日町病院
- (8) 加茂病院
- (9) 十日町病院
- (10) 小出病院

- (11) 中央病院
- (12) 吉田病院
- (13) がんセンター新潟病院
- (14) 新発田病院
- (15) 精神医療センター
- (16) 局本庁

第9章 (略)

(原案の作成)

第163条 病院局長は、前条により提出された資料に基づいて、予算原案及び附属書類を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(決算整理)

第178条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 繰延収益の償却
- (5) 資産の評価
- (6) 引当金の計上
- (7) (略)

(決算書類)

第181条 総務課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算書
 - ア 決算報告書（予算決算対照表及び資金収支表）
 - イ 損益計算書
 - ウ 剰余金計算書又は欠損金計算書
 - エ 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
 - オ 貸借対照表
 - カ キャッシュ・フロー計算書
- (2)～(4) (略)

(資産に係る控除対象外消費税額の整理)

第181条の3 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合において、その控除対象外消費税額を長期前払消費税として固定資産に整理するものとする。

- 2 前項の長期前払消費税は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降20事業年度において毎事業年度均等額を償却するものとする。

第6章 (略)

(原案の作成)

第163条 病院局長は、前条により提出された資料に基づいて、予算原案及び附属書類を作成し、知事に提出しなければならない。

(決算整理)

第178条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 繰延勘定の償却
- (5) 退職給付引当金及び修繕引当金の計上
- (6) (略)

(決算書類)

第181条 総務課長は、前条に規定する書類に基づき、次の各号に掲げる決算書類を作成し、病院局長の決裁を受けた後、これを5月31日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 決算書
 - ア 決算報告書（予算決算対照表及び資金収支表）
 - イ 損益計算書
 - ウ 剰余金計算書又は欠損金計算書
 - エ 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
 - オ 貸借対照表
- (2)～(4) (略)

(資産に係る控除対象外消費税額の整理)

第181条の3 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合において、その控除対象外消費税額を繰延勘定として整理するものとする。

- 2 前項の繰延勘定は、当該繰延勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降20事業年度において毎事業年度均等額を償却するものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約
 - ア 庁舎の警備業務、清掃業務その他の管理業務
 - イ 複写業務に係るサービスの提供業務
 - ウ ソフトウェアの保守管理業務
 - エ 洗濯業務

(3) (略)

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分 科目等	次長	総務課長	業務課長	総務課長補佐	業務課長補佐
収益的収入の 原因行為	医業外収益	/	/	/	/	/
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	負担金 交付金		○			
	長期 前受 金戻 入		○			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的 支出の 負担行為	給与費	/	/	/	/	/
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	手当等				○	
	賞与 引当 金繰 入額				○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法定福 利費	法定福 利費				○	
	法定 福利 費引 当金 繰入 額				○	

(長期継続契約を締結することができる契約)

第183条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する企業管理規程で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) (略)
- (2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約
 - ア 庁舎の警備業務、清掃業務その他の管理業務
 - イ 複写業務に係るサービスの提供業務
 - ウ ソフトウェアの保守管理業務

(3) (略)

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分 科目等	次長	総務課長	業務課長	総務課長補佐	業務課長補佐
収益的収入の 原因行為	医業外収益	/	/	/	/	/
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	負担金 交付金		○			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的 支出の 負担行為	給与費	/	/	/	/	/
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	手当等				○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	法定福 利費				○	

退職給付費				○		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経費						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委託料		局本庁 ○	施設 ○ (医事 業務の み)			
貸倒引当金繰入額		○				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別損失						
固定資産売却損	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
減損損失	500万円 未満	300万円 未満				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
資本的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建設諸経費						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
リース債務支払額	3,000万円 未満		1,000万円 未満			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第4 (第12条関係)

資産

固定資産

科目 款	項	目	節	コード 番号	備考
	(略)			(略)	

退職給与金				○		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経費						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
委託料		局本庁 ○	施設 ○ (医事 業務の み)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別損失						
固定資産売却損	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
資本的支出の負担行為	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建設諸経費						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表第4 (第12条関係)

資産

固定資産

科目 款	項	目	節	コード 番号	備考
	(略)			(略)	

			(略)	(略)
建物減価償却累計額			(略)	(略)
建物減損損失累計額		02070202	建物に対する減損損失累計額	
(略)			(略)	(略)
器械備品減価償却累計額			(略)	(略)
器械備品減損損失累計額		02110202	器械備品に対する減損損失累計額	
有形リース資産		02120202	有形固定資産（建設仮勘定を除く）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	
有形リース資産減価償却累計額		02130202	有形リース資産に対する減価償却累計額	
建設仮勘定		02140202	(略)	
その他有形固定資産		02150202	(略)	
その他有形資産減価償却累計額			(略)	(略)
その他有形資産減損損失累計額		02170202	その他有形固定資産に対する減損損失累計額	
無形固定資産				(略)
(略)			(略)	(略)
その他無形固定資産			(略)	(略)

			(略)	(略)
建物減価償却累計額			(略)	(略)
(略)			(略)	(略)
器械備品減価償却累計額			(略)	(略)
建設仮勘定		02120202	(略)	
その他有形固定資産		02140202	(略)	
その他有形資産減価償却累計額			(略)	(略)
無形固定資産				(略)
(略)			(略)	(略)
その他無形固定資産			(略)	(略)

	無形リース資産			04060202	無形固定資産（営業権を除く）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
投資	その他資産				
	長期前払消費税			06010202	資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
	長期貸付金			06020202	返済期日が貸借対照日から起算して1年以上の貸付金
	貸倒引当金			06030202	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他投資			06040202	電話債権その他上記以外の投資

投資					
	長期貸付金			06020202	返済期日が貸借対照日から起算して1年以上の貸付金
	その他投資			06040202	電話債権その他上記以外の投資

流動資産

款	項	目	節	コード番号	備考
(略)					(略)
	(略)			(略)	(略)
未収金					(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	過年度未収金				(略)
		(略)		(略)	(略)
	過年度その他未収金			(略)	(略)
	貸倒引当金			10060202	未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

流動資産

款	項	目	節	コード番号	備考
(略)					(略)
	(略)			(略)	(略)
未収金					(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	過年度未収金				(略)
		(略)		(略)	(略)
	過年度その他未収金			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

繰延勘定

款	項	目	節	コード 番号	備考
繰延 勘定				16020202	企業債発行 差金、退職給 与金、試験研 究費、災害損 失及び控除 対象外消費 税額

負債

固定負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
企業債					
	企業債				
		企業債			
			建設改良に要する企業債	18020202	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く）
			その他企業債	18020299	建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く）
他会計借入金					
	他会計借入金				
		他会計借入金			
			建設改良に要する長期借入金	20020202	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く）

負債

固定負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
企業債				18020202	固定資産の取得以外に充てるために発行する企業債で貸借対照日から起算して1年以上のもの
他会計借入金				20020202	固定資産の取得以外に充てるための他会計からの借入金で貸借対照日から起算して1年以上のもの

			その 他長期 長期借 入金	20020204	建設改良費 等以外の財 源に充てる ために他の会 計から繰り 入れた借入 金（1年内に 返済期限の 到来するも のを除く）
リース 債務				21020202	ファイナンス ・リース取引 におけるリー ス債務（1年 内に支払期 限の到来す るものを除 く）
引当金					
退職 給付 引当 金				22030202	将来支給す べき退職給 付のうち、当 年度末まで に発生した 額を計上す る引当金の うち1年内 に償還期限 の到来する ものを除いた もの
修繕 引当 金				(略)	(略)
特別 修繕 引当 金				22060202	数事業年度 ごとに定期 的に行われ る特別の大 修繕に備え て計上する 引当金のう ち1年内に 償還期限の 到来するも のを除いたも の
その 他引 当金				22080202	上記以外の 引当金
(略)				(略)	(略)

引当金					
退職 給与 引当 金				22020202	退職給与金 の引当金
修繕 引当 金				(略)	(略)
(略)				(略)	(略)

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
一時 借入金					(略)
	(略)			(略)	(略)
	その他 一時借 入金			(略)	(略)
企業 債					
	企業債				
	企業 債				
	建設 改良 に要 する 企業 債			27020202	1年以内に償 還期限の到 来する建設 改良費等の 財源に充て るために発行 する企業債
				27020204	1年以内に償 還期限の到 来する建設 改良費等以 外の財源に 充てるため に発行する 企業債
他会 計借 入金					
	他会計 借入金				
	他会 計借 入金				
	建設 改良 に要 する 長期 借入 金			28020202	1年以内に返 済期限が到 来する建設 改良費等の 財源に充て るために他 の会計から 繰り入れた 借入金

流動負債

款	項	目	節	コード 番号	備考
一時 借入金					(略)
	(略)			(略)	(略)
	その他 一時借 入金			(略)	(略)

		その他長期借入金	28020204	1年以内に返済期限が到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務			29020202	1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
未払金				(略)
	現年度未払金			(略)
		現年度薬品未払金	30020202	(略)
		現年度その他医業未払金	30020402	(略)
		現年度医業外未払金	30020602	(略)
		現年度資本的未払金	30020802	(略)
		現年度その他未払金	30021002	(略)
	過年度未払金			(略)
		過年度薬品未払金	30040202	(略)

未払金				(略)
	現年度未払金			(略)
		現年度薬品未払金	28020202	(略)
		現年度その他医業未払金	28020402	(略)
		現年度医業外未払金	28020602	(略)
		現年度資本的未払金	28020802	(略)
		現年度その他未払金	28021002	(略)
	過年度未払金			(略)
		過年度薬品未払金	28040202	(略)

	過年度その他医業未払金		30040402	(略)
	過年度医業外未払金		30040602	(略)
	過年度資本的未払金		30040802	(略)
	過年度その他未払金		30041002	(略)
引当金				
	賞与引当金		31030202	翌事業年度に支払う賞与のうち、当事業年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金		31040202	所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金		31060202	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に取り崩す予定のもの
	その他引当金		31080202	上記以外の引当金

	過年度その他医業未払金		28040402	(略)
	過年度医業外未払金		28040602	(略)
	過年度資本的未払金		28040802	(略)
	過年度その他未払金		28041002	(略)
その他流動負債				預り金等その他流動負債
	前受金		30020202	債務の履行前に受取った対価
	預り金		30040202	所得税、住民税等の諸預り金
	仮受消費税及び地方消費税		30060202	課税売上げに係る消費税及び地方消費税
	未払消費税及び地方消費税		30080202	消費税及び地方消費税に係る納付税額
	その他流動負債		30100202	担保有価証券及び上記以外の流動負債

その他流動負債					預り金等その他流動負債
前受金			32020202		債務の履行前に受取った対価
預り金			32040202		所得税、住民税等の諸預り金
仮受消費税及び地方消費税			32060202		課税売上げに係る消費税及び地方消費税
未払消費税及び地方消費税			32080202		消費税及び地方消費税に係る納付税額
その他流動負債			32100202		担保有価証券及び上記以外の流動負債

繰延収益

繰延収益					
長期前受金			33020202		償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額

				33040202	長期前受金 に対する収益 化累計額
--	--	--	--	----------	-------------------------

資本

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備考
資本金				34020202	固有資本金、 繰入資本金 及び組入資 本金の合計 から、資本金 を取り崩し た額を控除 して得た額

(略)

収益

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院 事業 収益					(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 収益				(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	負担金 交付金			(略)	(略)

資本

資本金

款	項	目	節	コード 番号	備考
自己 資本金				32020202	事業開始の ときに確定 した自己資 本金及び投 下された自 己資本金
借入 資本金					企業債及び 他会計借入 金
	企業 債			34020202	固定資産の 取得に充て るための企 業債
	他会 計借 入金			34040202	固定資産の 取得に充て るための他 会計からの 借入金

(略)

収益

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院 事業 収益					(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	医業外 収益				(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	負担金 交付金			(略)	(略)

	長期前受金戻入		40040702	補助金、負担金その他これらに類するものにより取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却した場合に、当該償却した額に相当する額
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

費用

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業費用					(略)
	医業費用				(略)
		給与費			(略)
			(略)	(略)	(略)
			手当等	(略)	(略)
		賞与引当金繰入額		42020205	賞与引当金として計上するための繰入額
			(略)	(略)	(略)

費用

款	項	目	節	コード番号	備考
病院事業費用					(略)
	医業費用				(略)
		給与費			(略)
			(略)	(略)	(略)
			手当等	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

	法定福利費	42020210	(略)
	法定福利費引当金繰入額	42020214	法定福利費引当金として計上するための繰入額
	退職給付費	42020216	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
経費	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	修繕費	(略)	(略)
	修繕引当金繰入額	42020621	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	42020622	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	保険料	42020623	(略)
	(略)	(略)	(略)
	委託料	(略)	(略)
	貸倒引当金繰入額	42020629	貸倒引当金として計上するための繰入額
	雑費	(略)	(略)
	その他引当金繰入額	42020632	その他の引当金として計上するための繰入額
減価償却費			(略)
	(略)	(略)	(略)
	器械備品減価償却費	(略)	(略)
	有形リース資産減価償却費	42020805	有形リース資産の減価償却費
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
医業外費用			(略)
	支払利息及び企業債取扱諸費	(略)	(略)

	法定福利費	42020210	(略)
	退職給与金	42020212	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
経費	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	修繕費	(略)	(略)
	保険料	42020622	(略)
	(略)	(略)	(略)
	委託料	(略)	(略)
	雑費	(略)	(略)
減価償却費			(略)
	(略)	(略)	(略)
	器械備品減価償却費	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
医業外費用			(略)
	支払利息及び企業債取扱諸費	(略)	(略)

経費			(略)
	(略)	(略)	(略)
	修繕費	(略)	(略)
	修繕引当金繰入額	42020621	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	42020622	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	保険料	42020623	(略)
	(略)	(略)	(略)
	委託料	(略)	(略)
	貸倒引当金繰入額	42020629	貸倒引当金として計上するための繰入額
	雑費	(略)	(略)
減価償却費	その他引当金繰入額	未	その他の引当金として計上するための繰入額
			(略)
	(略)	(略)	(略)
	器械備品減価償却費	(略)	(略)
	有形リース資産減価償却費	42020805	有形リース資産の減価償却費
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
医業外費用			(略)
	支払利息及び企業債取扱諸費	(略)	(略)
	長期前払消費税償却	42040502	長期前払消費税の償却額
(略)	(略)	(略)	
特別損失			
	固定資産売却損	(略)	(略)

経費			(略)
	(略)	(略)	(略)
	修繕費	(略)	(略)
	保険料	42020622	(略)
	(略)	(略)	(略)
	委託料	(略)	(略)
	雑費	(略)	(略)
	減価償却費		(略)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
医業外費用			(略)
	支払利息及び企業債取扱諸費	(略)	(略)
	繰延勘定償却	42040402	繰延勘定の償却額
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
特別損失			
	固定資産売却損	(略)	(略)

		減損損失		42060302	減損による損失として帳簿価額を減額した額
		(略)	(略)	(略)	(略)
		その他特別損失		42061610	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
		その他特別損失		42060802	(略)

資本的収入及び支出

款	項	目	節	コード番号	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
資本的支出	建設改良費				(略)
		(略)		(略)	(略)
		建設諸経費		(略)	(略)
		リース債務支払額		46021202	リース債務の支払額
		(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

資本的収入及び支出

款	項	目	節	コード番号	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
資本的支出	建設改良費				(略)
		(略)		(略)	(略)
		建設諸経費		(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県病院局財務規程は平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。